

# 那珂川だより

那珂川緊急治水対策プロジェクトに盛り込まれた河川対策の進捗やソフト対策の検討状況をお知らせします

令和2年8月  
第2号



編集・発行  
国土交通省 常陸河川国道事務所

## 自治体職員向けの災害対策用機器の操作講習会を開催しました。

常陸河川国道事務所では、自治体職員の方に排水ポンプ車や照明車などの災害対策用機器の操作方法を習得してもらうことを目的に講習会を開催しています。

今年は、7月9日、10日に開催し、那珂川・久慈川流域の10自治体の職員の方や地域の建設業の方、67名が参加しました。

こうした講習会を通して、地域の防災力の向上に努めてまいります。

照明車の操作



排水ポンプ車の操作



排水ポンプの組立



## 堤防決壊箇所の本復旧工事

- 令和元年東日本台風により、決壊した堤防の本復旧工事を進めています。
- 全ての決壊箇所において従前の被災前と同じ高さの堤防を復旧しており、引き続き補強対策を進めていきます。

那珂市下江戸地区（那珂川 右岸 28.6k付近）

決壊状況



施工状況



野口地区（那珂川 左岸 40.0k付近）

決壊状況



施工状況



## 洪水予報業務に関する説明会を開催しました。



那珂川では、水防活動、避難行動のため、洪水時に常陸河川国道事務所と水戸地方気象台が共同し、「洪水予報」を発表しています。

これらの情報を水防活動、避難行動のための報道及び公共交通機関等の運行の参考としていただくため、自治体、新聞社・テレビ局、交通・電気・ガス事業者向けの説明会を開催し、「基準水位」「エリアメール」「特別警報」「危険度分布」などを説明しました。

説明会は、7月2日にウェブ形式で開催し、14機関が参加しました。

説明会資料は、常陸河川国道事務所のウェブサイトに掲載しています。



説明会の様子

## 河川整備計画有識者会議を開催しました。

現在、昨年の令和元年東日本台風を踏まえて改定作業が進められている那珂川水系河川整備計画（案）などを議論するため、7月16日に那珂川河川整備計画有識者会議を開催しました。河川整備計画（案）には、那珂川緊急治水対策プロジェクトも盛り込まれており、今後の関係機関との協議を経て、計画策定となります。



## 県、市町村のとりくみ ～土地利用・住まい方の工夫に向けて～

プロジェクトでは、土地利用・住まい方の工夫により、家屋浸水を発生させない対策を地域と連携して進めています。

茨城県では、各市町村の必要な区域に「災害危険区域<sup>※</sup>」を指定できるよう、茨城県建築基準条例を6月に改正しました。再度災害防止の観点から、市町村の意向を確認しながら、浸水が想定される区域の適切な土地利用の誘導を検討してまいります。

用語解説

※災害危険区域：地方公共団体は、条例で津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを定めることができる（建築基準法第39条）。

災害危険区域の指定



住宅の嵩上げや移転を誘導

## 堤防整備に関する説明会を開催しました。

ひたちなか市三反田、美田多町、柳沢、関戸町地区の堤防整備に関する説明会を開催しました。

令和2年7月28日、29日に那珂湊総合福祉センター（しあわせプラザ）ふれあい交流館において、那珂川左岸ひたちなか市の堤防整備区間（約3.6km）について、設計内容や用地取得に関する説明会を開催しました。

説明会は三密を避けるため、地区を分散して開催し、新型コロナウイルスによる感染症拡大防止対策を実施して行いました。

ご出席を頂いた地権者等のみなさまに感謝申し上げます。



プロジェクトに関するお問い合わせはこちらです

常陸河川国道事務所

検索



国土交通省 関東地方整備局  
常陸河川国道事務所 調査第一課  
TEL:029-240-4069



〒310-0851  
茨城県水戸市千波町1962-2

